

**暫 定 版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

**議 会 運 営 委 員 会 記 録**

日	令和8年6月4日（木）（第2回定例会）			
時	午前11時0分 開議（ 休 憩 な し ） 午前11時32分 散会			
場 所	第1委員会室			
出席委員	前 田 健一郎	段 木 和 彦	茂 呂 一 弘	岳 田 雄 亮
	伊 藤 隆 広	渡 辺 忍	梶 澤 洋 平	亀 井 琢 磨
	盛 田 眞 弓	森 山 和 博	小松崎 文 嘉	
正副議長	松 坂 吉 則（議長） 川 合 隆 史（副議長）			
担当書記	岡 田 昌 樹 市 場 涼 介			
説 明 員	副市長 那須 一恵			
	総務局			
	総務局長 中尾 嘉之	総務課長	濱木 功	
	議会事務局			
	議会事務局長 香取 徹哉	議会事務局次長	小名木 啓一	
	総務課長 阿部 哲也	議事課長	安西 雅樹	
	調査課長 松木 ゆうき			
協議案件	1 議案について 2 請願について 3 陳情について 4 一般質問について 5 特別委員長報告について 6 説明員について 7 意見書案について 8 運営日程案について			
そ の 他	議会運営委員会委員の変更 副委員長の辞任 副委員長の互選 委員席の指定 議長挨拶			
委 員 長 前 田 健 一 郎				

**午前11時0分開議**

○委員長（前田健一郎君） おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開きます。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議会運営委員会委員の変更**

○委員長（前田健一郎君） 協議に先立ちまして、4月1日付で公明党千葉市議会議員団の桜井秀夫委員が辞任され、新たに同会派の茂呂議員が委員に選任されております。

また、本日付で立憲民主・無所属千葉市議会議員団の田畑委員、三井委員が辞任され、新たに同会派の段木議員、渡辺忍議員が委員に選任されておりますので、御紹介申し上げます。

**議会運営委員会副委員長の辞任許可**

○委員長（前田健一郎君） なお、田畑委員から、議会運営委員会副委員長の辞任願が併せて提出されておりますので、これを了承し、副委員長の互選を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

**副委員長の互選**

○委員長（前田健一郎君） 田畑副委員長の辞任に伴い、副委員長が欠員となりましたので、これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選につきましては、指名推選の方法によることといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） それでは、どなたか副委員長を御推薦いただけますか。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 段木和彦委員を副委員長に推薦させていただきます。

○委員長（前田健一郎君） ただいま伊藤委員より、段木委員を副委員長にとの御発言がありました。

それでは、お諮りいたします。副委員長には段木委員を指名いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） 御異議ないものと認め、段木委員が副委員長に当選されました。

それでは、段木副委員長は、副委員長席への御移動をお願いいたします。

○副委員長（段木和彦君） 改めまして、おはようございます。

ただいま御推挙いただき、そして皆様方の御賛同をいただきまして、副委員長を仰せつかりました、立憲民主・無所属千葉市議会議員団の段木和彦でございます。

前田委員長をしっかりとサポートしてまいりたいと考えておりますので、皆様方からの御指

導をぜひよろしくお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

#### 議会運営委員理事の変更

○委員長（前田健一郎君） なお、立憲民主・無所属千葉市議会議員団の理事は、段木副委員長となりましたので、御承知おき願います。

#### 委員席の指定

○委員長（前田健一郎君） また、委員の変更に伴い、委員席につきましては、改めてたぐいまお座りの席を指定したいと存じますので、御了承願います。

#### 議長挨拶

○委員長（前田健一郎君） 次に、議長の御挨拶をお願いします。松坂議長。

○議長（松坂吉則君） 開会に当たり、一言御挨拶申し上げたいと思います。

日頃から委員の皆様におかれましては、議会運営に御協力いただいておりますことを心から御礼申し上げます。

6月8日に招集されます第2回定例会におきまして、常任委員等の改選のほか、補正予算、条例議案等の重要案件の審議を願うわけであります。

委員の皆様には、円滑な運営に特段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

#### 議案について

○委員長（前田健一郎君） それでは協議を行います。

初めに、議案について、事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 議案の取扱いにつきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

資料1、配付書類の3ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

今回提出されております議案は、市長提出議案の11件でございます。議案の内訳につきましては、専決処分1件、予算案1件、条例案8件、一般議案1件となっております。

付託先につきましては、議案付託一覧表の左の欄に記載の委員会に付託いたしたいと存じます。

委員会別付託件数につきましては、3ページの欄外に記載してございますように、総務委員会3件、保健消防委員会1件、環境経済委員会5件、教育未来委員会3件、都市建設委員会2件でございます。

議案の取扱いにつきましては、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 御質疑等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） ないようですので、以上のとおり決定いたします。

#### 請願について

○委員長（前田健一郎君） 次に、請願につきましては、資料1、配付書類4ページから6ページまでを御覧ください。

今回提出されました請願2件を、請願文書表に記載の委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） ないようですので、以上のとおり決定いたします。

#### 陳情について

○委員長（前田健一郎君） 次に、陳情につきましては、資料1、配付書類7ページから9ページまでを御覧ください。

今回提出されました陳情2件を、陳情文書表に記載の委員会に、議長において付託いたしますので、御了承願います。議会事務局次長。

○議会事務局次長 ただいま委員長から御説明ございました陳情2件のうち、陳情第2号につきましては、提出者より本日撤回届を提出したい旨の連絡が参っておりますことを御報告させていただきます。

○委員長（前田健一郎君） お聞きのとおりでございますので、御了承願います。

#### 一般質問について

○委員長（前田健一郎君） 次に、一般質問につきましては、資料1、配付書類10ページから15ページまでを御覧ください。

市政に関する一般質問通告一覧表の記載のとおり、通告者33名、通告時間12時間45分となっておりますので、御了承願います。

#### 特別委員長報告について

○委員長（前田健一郎君） 次に、大都市制度調査特別委員長報告及び防災・減災対策調査特別委員長報告につきましては、定例会初日の6月8日をお願いしたいと存じます。

#### 説明員について

○委員長（前田健一郎君） 次に、説明員につきましては、資料1、配付書類16ページを御覧ください。

今定例会に出席する旨、議長に報告がありましたのは、記載のとおりであります。

また、説明員の座席につきましては、資料2、本会議説明員座席表を御覧ください。

大木副市長の退任及び那須副市長の就任に伴い、座席表のとおりとなりますので、御了承願います。

#### 意見書案について

○委員長（前田健一郎君） 次に、意見書案につきましては、資料3、令和8年第2回定例会意見書案のとおりでございます。

提出会派の説明をお願いいたします。

まず、共産党さんからお願いいたします。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） それでは、順次御説明申し上げます。

ナンバー1でございます。原油不足の影響を受ける事業者への支援強化を求める意見書案です。

中東情勢の緊迫化に伴いまして、原油やナフサの調達が困難となっています。

とりわけ深刻なのは、医療現場への影響です。ナフサは手袋や注射器、カテーテル、透析回路などの原料で、供給が滞れば医療現場に支障が出かねません。全国のがん患者団体連合会は、供給が途絶えてから対策したのでは間に合わないと、政府に緊急対応を要望しております。

建設現場においても、ナフサ由来のシンナーを中心に、資材の品薄が深刻化しております。日本塗装工業会が4月に行ったアンケート調査では、シンナーが手に入らないと答えた事業者が55.1%に上っております。ナフサの供給不足で住宅建設に遅れが生じ、売上げが立たない状況が長期化することによる中小企業の倒産が懸念されております。

また、塗料は橋や道路、鉄塔などのさびや腐食、ひび割れなどを防ぐ機能も持つことから、住宅建設のみならず、地方自治体が発注する橋や道路などの工事にも支障が生じるおそれがあります。

コロナ禍においては、雇用調整助成金の助成率を最大で10分の10に引き上げる特例措置や、社会保険料の納付猶予が実施をされ、事業者の資金繰りを下支えしてまいりました。今回の原油不足の影響を受ける全ての事業者に対しても、同様に支援強化をすることが必要不可欠です。

よって、本市議会は国に対し、原油不足の影響を受ける事業者への支援強化を強く求めるものです。

続きまして、ナンバー2、高額療養費の自己負担限度額引上げの撤回を求める意見書案です。

高額療養費制度の自己負担限度額引上げを盛り込んだ令和8年度予算が、4月7日に参議院で可決、成立しました。これは患者の収入減により受診が抑制されることを考慮、検討せず、患者団体が不同意の意思を示す中で、制度利用者の負担増が決定されたものです。

厚生労働省は、直近12か月間で高額療養費に該当した月が3か月以上ある場合に、4か月目以降の自己負担限度額をさらに軽減する多数回該当の限度額の維持や、あるいは現役世代の年間上限額の新設等をもって、セーフティネットを強化したと強調しております。その一方で、年収650万円から770万円の所得区分では、自己負担限度額が現行の8万100円から2年後には11万400円へと約3万円、約38%増加するとされております。年間1回から3回の制度利用者には負担増となり、その数は最大で約660万人に上るとされております。これは全利用者の約8割に当たり、多くの世帯に負担が重くのしかかることになるということです。

さらに、政府が見込む医療費削減には、受診抑制分1,070億円が含まれているわけですが、全国保険医団体連合会による高額療養費制度の利用者を対象とした調査によりますと、限度額の引上げにより、受診の間隔を延ばす、見送るとの回答が65.7%、食費、生活費などを削るとの回答が74.3%に上ったとされております。

高額療養費制度を利用するほど重度の疾病がある患者に対して受診抑制を見込む政策は、文

字どおり患者の命を選別することにつながるものです。高額療養費制度を改悪するのではなく、公費を拡充することで、制度利用者の命と暮らしを守るべきです。

よって、本市議会は国に対し、高額療養費の自己負担限度額の引上げの撤回を強く求めるものです。

続きまして、ナンバー3です。奨学金金利の急騰に対する救済策を求める意見書案です。

東京債券市場で長期国債の金利が2.80%、5月18日時点と29年半ぶりの高水準となりまして、住宅ローン返済や中小企業の資金借入れのほか、奨学金の返済にも重大な影響が出ております。

学生の3人に1人が文部科学省所管の日本学生支援機構の奨学金制度を利用しております。その8割は返済が必要な貸与奨学金を借りておりまして、そのうち約7割の62万人が有利子で借りております。2017年度に給付型ができたものの、所得や成績要件がありまして、利用できる人はごく少数に限られております。

2022年4月に大学へ入学し、月12万円、4年間で総額576万円を借りて本年3月に卒業した人の場合、入学時点の利率で想定していた返済総額は約605万円です。しかしながら、利率が卒業時点で決定するため、金利の上昇によって返済総額が約734万円と、当初の見込みより約130万円も増えて、返済者の生活設計が崩れてしまう深刻な事態となっております。

奨学金の金利上昇により、日本の未来を担う若い世代が過度な負担を強いられ、将来の見通しが立てられない、こういう事態を防ぐために、国は奨学金の金利急騰に対して、早急に救済策を講じるべきです。

よって、本市議会は国に対し、奨学金金利の急騰に対する救済策を強く求めるものです。

それでは、ナンバー4になります。殺傷兵器を含む武器輸出解禁の撤回を求める意見書案です。

高市政権は防衛装備移転三原則とその運用指針の改定を強行し、戦闘機や艦船、ミサイルなど、殺傷、破壊能力を持った武器の輸出を全面的に解禁いたしました。

NHKが5月に実施いたしました世論調査では、いわゆる殺傷能力のある武器の輸出について、賛成が35%、反対が52%です。他の世論調査でも、いわゆる殺傷能力のある武器の輸出に反対する意見が多数を占めております。それにもかかわらず、国民や国会に一切諮ることなく、閣議のみで方針を決定した政府の対応について、国民からは批判の声が高まっております。

政府の説明によれば、輸出先は防衛装備移転協定の締約国に限り、国連憲章に適合した使用や、第三国移転への日本の事前同意を義務づけるものとされているわけですが、しかしながら、米国によるイラン攻撃は国連憲章違反だとも指摘されておりまして、こうした規定が実効性を担保するとは言い難いものです。また、武器輸出に際しまして、政府から国会への事前通知が義務づけられておらず、事後通知のみとされているため、国会の監視機能が働かないことも問題です。

我が国日本は憲法の平和主義の下、国際紛争を助長する武器の輸出国にはならないと厳しい自制を続けてきた長い歴史があります。そうした中で、国会での議論や国民への説明が不十分なまま、政権の閣議決定だけで、国際紛争を助長しかねない政策へと転換する国家に成り下がることは、到底容認できません。

よって、本市議会は国に対し、殺傷兵器を含む武器輸出解禁の撤回を強く求めるものです。以上です。

○委員長（前田健一郎君） 次に、公明党さん、お願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） それでは、ナンバー５、住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書案について申し上げます。

住まいは社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るために不可欠な社会インフラです。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得者や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけています。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたるとともに、深刻化しております。

現行の住宅確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も、一定の役割を果たしておりますが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応できているとは言い難いものがあります。

よって、本市議会は国に対し、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向けて、５点につきまして強く要望するものです。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 最後に、自民党さん、お願いいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 日本国の国旗・国章の法的保護充実を求める意見書案でございます。

日本国の国旗及び国章は、我が国を象徴するものとして広く定着しておりますが、近年、大変残念ながら、国旗等に侮辱的な意匠を施し公然と掲示する行為や損壊行為も見られ、国旗、国章の尊厳を守るための法的対応を求める声が高まっているところでございます。

つきまして、１、日本国の国旗、国章に対する侮辱目的での損壊等を処罰する日本国国章損壊罪を制定すること、２、日本国国章損壊罪の制定に際しては、国民の意見に十分配慮し、また、表現の自由を不当に侵害することのないよう検討、配慮することを求める意見書案でございます。

いろいろ国のほうでも、今議論がされていると承知しておりますが、その中でも、表現の自由に関することですか、またその対象の範囲ですか、いろいろなところの検討というのはされているところでございますが、現状、国家の尊厳と社会的秩序を守るという観点から、日本国国旗・国章の法的保護は必要だと考えることから、提案をさせていただいたというところでございますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

○委員長（前田健一郎君） お聞きのとおりでございます。

御質疑等があればお願いいたします。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 自民党さんの提出の意見書案を、もう少し聞かせていただきたいわけですが、いわゆる国旗を損壊する、器物損壊罪というのが当然ありまして、ある意味、その法的な部分で十分に担保されるんだろうと思っておりますが、あえてこれをつくらなければいけない理由というのは一体何なのかという点と、もう一点は、昨今、立法事実として、そういった事案というのがどれぐらいあって必要性があるのか、その辺の考え方についてお聞かせいただけますか。

○委員長（前田健一郎君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） ありがとうございます。

まず、立法事実のほうなんです、具体的に件数がこれだけありますというのは申し上げる

ことはできないんですが、近年いろいろな場面において、私も実際に見たこともありますので、立法事実としてはあると考えているところです。

もう一つが、刑法の器物損壊との関係性なんですけれども、やはり国旗というものが、こちらにもありますけれども、外国旗、外国の国章の場合は特別に立法されておりますけれども、同様に日本国旗についても扱うべきと、ものの重要性を考えますと、必要と考えるところです。

○委員長（前田健一郎君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 国のほうの自民党さんのPTの資料を見させてもらっても、いわゆる逮捕に至らなかった国旗損壊の件数というの、20年間ぐらいで約4件ぐらいしかない、だからほぼないと言っていいことに対して、本当に必要性があるのかというところは、今の御説明だとなかなか理解できないという気がします。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） ほかにございますか。亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 同じく6番目について伺いたいと思います。

私も日本人なので、やはり国旗とか国家に思い入れがありまして、国旗を汚されるのは、私も日本人としては許せないことだと思うんです。一方で、ここにも書かれていますけれども、表現の自由ということで、もちろん悪い目的でやるのは表現の自由とは相入れないところがあると思うんですけれども、一方で表現の自由をどこまでというのは、ここにも萎縮させることのないようにということで、これは当然考えなければいけない観点だと思うんです。2項目めで表現の自由を不当に侵害することのないように検討ということなんですけれども、この辺の表現の自由ということとの兼ね合いについては、提出者の会派の皆さんとしてはどのようにお考えなのか、伺いたいです。

私は、こういうのは萎縮につながっているのではないかと、例えば、国旗・国家法とかは、現場でどうしても強制しませんとしたけれども、残念ながら、結局強制していることに結果的にはなっているので、その辺をどうお考えかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（前田健一郎君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） すみません、もう一度。

○委員長（前田健一郎君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 表現の自由の萎縮に、残念ながらつながってしまうようなところもあるかと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。どこまでというのがやはり不明確なところもあると思います。お考えで結構なんですけれども。

○委員長（前田健一郎君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 自由な表現活動というのは保障されるべきものであるという前提の中で、純粋な表現活動として行われるところと、意図を持って意匠を凝らすとか、引き裂くとか、燃やすとか、そういったところについては、果たして表現なのかどうかという議論はもちろんあると思うんですけれども、そういったところも含め、国のほうで議論はされていると承知しておりますが、意見書案はそこまで踏み込んだ内容になっておりませんので、幅広の意見の中で御賛同いただければというところでお願いしております。（「委員長、捕捉します」と呼ぶ者あり）

○委員長（前田健一郎君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） これが出て萎縮するというのは、確かにあるかもしれませんが。全然意図していないのに、例えば、以前、民主党さんが国旗の中を明らかにしようという意図で作られたということもありました。そういった行為というのは、いろいろ言う人もいましたけれども、それは日本を分かりやすくするためにという御意図があってということですね。だから、評価するのは世間の方なんですよね。

だから、基本的には常識的に考えて、破ったり踏んづけたりするのは普通のこととは思わないんですよ。ですけれども、そういったことを除くと、例えば、国旗を加工して、それがよりよく見えるもの、それから日本を表すものだということが分かれば、それはいいと思うんですけれども、それを評価するのは他人の方だったりするので、萎縮にはつながらないと思います。

だから、よほどおかしなことをしない限りは別に自由じゃないですかということがこの中に含まれていて、裁判にかかったりする話ではなく、基本的にはやはりどこの国でもそうなんですけれども、その国の国旗というのは尊重していると。やはり尊重したくない人というのは当然いるんです。それは自由で、別に無視すればいいと思うんですね。ただ、殊さらにそれを壊したりしないほうがいいのではないかと、ただその表現まで妨げようというものではないというような意図を、この意見書案の文としては入れさせていただきました。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） すみません、ありがとうございました。

思いはよく分かります。ただ、いろいろとなかなか曖昧な部分もあって、立法によってどうとでも取れるような恣意的な運用というところが、ほかの法律などでもやはり懸念されるというような声もありますので、意見書案を今頂きましたので、また議論をして、審査に臨んでいきたいと思います。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（前田健一郎君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） ないようですので、これらの意見書案につきましては、次回以降に御協議願いたいと存じます。

#### 運営日程案について

○委員長（前田健一郎君） 最後に、運営日程案について、事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 運営日程案につきまして、御説明申し上げます。

資料1、配付書類の17ページをお開き願いたいと存じます。

会期につきましては、6月8日月曜日から6月23日火曜日までの16日間を予定してございます。

まず、開会日の6月8日月曜日は、午後1時開会でございますが、開会に先立ちまして、4月1日付の人事異動に伴う新任局部長等の紹介がございます。対象者は32名でございます。

開会後は、まず、諸般の報告の後に、永年勤続議員の表彰状並びに感謝状の伝達式がございます。対象者につきましては、資料4、全国市議会議長会永年勤続議員表彰状並びに感謝状伝

達を御覧いただきたいと存じます。

全国市議会議長会から、在職15年以上の一般表彰として、蛭田議員ほか記載の11名の議員に表彰状が参っております。また、石川弘議員及び松坂議長に感謝状が参っております。なお、伊藤康平議員、森山議員につきましても、在職15年以上の一般表彰の対象でございますが、会派から永年勤続議員表彰を辞退したい旨の申入れがありましたことを御報告させていただきます。伝達式に該当する議員の皆様への御周知をよろしくお願いいたします。

それでは、資料1の配付書類、17ページの運営日程案にお戻りいただければと存じます。

議員表彰の伝達式の次に、代表監査委員の就任の御挨拶がございます。

その後は、会議録署名人の選任、会期決定の後、大都市制度調査特別委員長報告及び防災・減災対策調査特別委員長報告がございます。

最後に議案の上程、提案理由の説明の後、請願の委員会付託がございまして、この日は散会でございます。

6月8日の本会議散会後は議案研究を行っていただきますが、議案研究は6月9日火曜日の正午までに終了されるようお願いいたします。議案研究の日程表につきましては、当日配付させていただきます。

なお、議案質疑の通告締切りは6月9日の午後4時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、6月9日火曜日の午後から6月10日水曜日までの日程でございますが、この間に常任委員、議会運営委員及び調査特別委員の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、調査特別委員につきましては、常任委員と同様に改選することとなりますので、現委員につきましては、新委員選任と同日付で辞任の手続を取らせていただきます。

また、記載はされておりませんが、監査委員につきましても、選任をお願いし、選任と同日付で辞任の手続を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

6月9日火曜日の午後1時から幹事長会議を開催し、委員選任等の協議をお願いいたします。

委員選任等の協議が全て調いましたら、議会運営委員会を開催し、本会議の開催日時と議事の流れの協議をお願いいたします。

次に、6月11日木曜日は午後1時開議でございまして、議案質疑、常任委員会付託でございます。

なお、この日の午前11時開催の議運は、意見書案の調整がございましたら開催させていただく予定で記載しておりますが、開催しない場合は、中止の旨を後日御連絡させていただきます。

次に、6月12日金曜日と6月15日月曜日は常任委員会でございます。

次に、6月16日火曜日から6月22日月曜日までの5日間は、一般質問でございます。質問者につきましては、運営日程案に記載のとおりでございます。

6月16日火曜日は午前10時開議、6月17日水曜日は午後1時開議、6月18日木曜日は午前10時開議でございます。

なお、6月18日は請願、陳情の2回目の締切りとさせていただいておりまして、受付締切り時刻は午後5時までとさせていただきます。

次に、6月19日金曜日は午後1時開議、6月22日金曜日は午前10時開議でございます。

なお、6月22日の午後休憩時に、最終日の議事の流れ及び意見書案等の協議のための議運を

**暫 定 版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

開催させていただきたいと存じます。

最後に、6月23日火曜日、最終日は、午後1時開議でございまして、委員長報告、討論、採決をお願いし、定例会は閉会でございます。

運営日程案につきましては、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 御質疑等があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田健一郎君） ないようですので、以上のとおり決定いたします。

以上で、議会運営委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前11時32分散会